

## 議題2 自然再生の推進について



平成27年11月13日

環境省 自然環境局 自然環境計画課

### テーマ①とその背景

(背景)

自然再生推進法に基づく自然再生協議会(以下、法定協議会とする。)の設立数の増え方が鈍化している。パンフレット刷新・配布などにより普及啓発活動を推進しているものの難しい面もある。



(テーマ①)

法定協議会を如何に増やしていくか。

# 自然再生推進法に基づく自然再生事業実施の流れ

## 自然再生基本方針 (第7条)

- 自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針  
→ 政府が策定 (おおむね5年毎に見直し)

## 地域の取組

- 実施者は、多様な主体(NPO、民間団体、地方公共団体、関係行政機関等)で構成される**自然再生協議会**を組織化。(第8条)

## (自然再生協議会の取組) (第8条)

- 自然再生全体構想の協議、作成。
- 自然再生事業実施計画**の協議、作成。 など

## 自然再生事業の実施

(順応的な管理)

モニタリングを実施し  
結果を事業に反映

送付

助言

(主務大臣は  
意見を聴く)

主務大臣および  
都道府県知事

自然再生  
専門家会議

(自然再生の専門的知識  
を有する者で構成)

意見

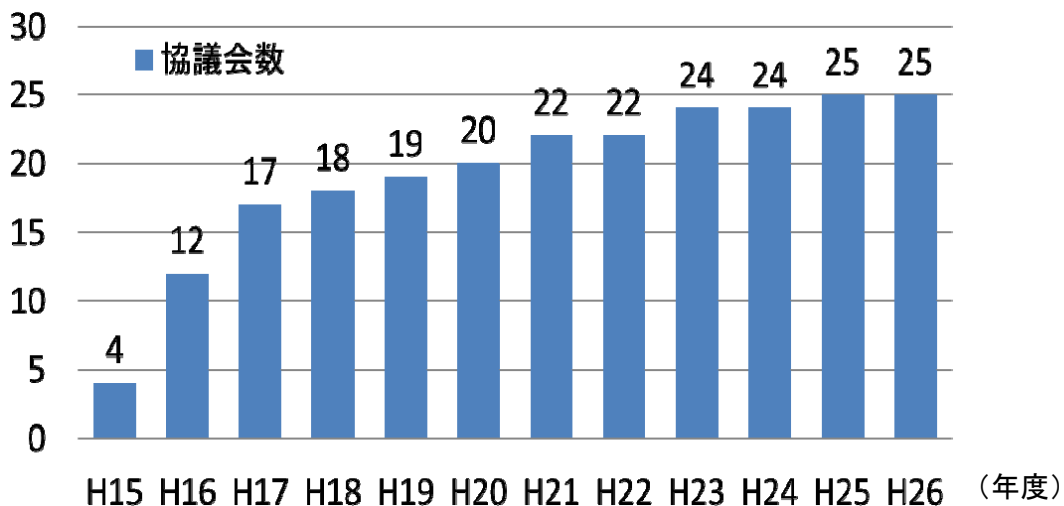
(※政府は自然再生推進会議を設置)

(第9,17条)

## 法定協議会の設立数の推移

### ◎ 生物多様性国家戦略2012-2020の促進

	目標(H27年度)	→	現状(H26年度)
協議会数	24→29箇所		25箇所・・・(要促進)
実施計画数	26→35計画		36計画・・・(達成)



# 自然再生協議会の全国ネットワーク

H27.10月末現在



	協議会名	設立日
①	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	H15.7.5
②	釧路湿原自然再生協議会	H15.11.15
③	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	H16.1.29
④	多摩川源流自然再生協議会	H16.3.5
⑤	神於山保全活用推進協議会	H16.5.25
⑥	檜原湿原地区自然再生協議会	H16.7.4
⑦	榎野川河口域・干潟自然再生協議会	H16.8.1
⑧	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	H16.10.31
⑨	くぬぎ山地区自然再生協議会	H16.11.6
⑩	八幡湿原自然再生協議会	H16.11.7
⑪	上サロベツ自然再生協議会	H17.1.19
⑫	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	H17.3.28
⑬	蒲生干潟自然再生協議会	H17.6.19
⑭	森吉山麓高原自然再生協議会	H17.7.19
⑮	竹ヶ島海中公園自然再生協議会	H17.9.9
⑯	阿蘇草原再生協議会	H17.12.2
⑰	石西礮湖自然再生協議会	H18.2.27
⑱	竜串自然再生協議会	H18.9.9
⑲	中海自然再生協議会	H19.6.30
⑳	伊豆沼・内沼自然再生協議会	H20.9.7
㉑	久保川イーハートブ自然再生協議会	H21.5.16
㉒	上山高原自然再生協議会	H22.3.21
㉓	多々良沼・城沼自然再生協議会	H22.4.10
㉔	三方五湖自然再生協議会	H23.5.1
㉕	高安自然再生協議会	H26.1.14

## 法定協議会の新規設立にあたって想定される課題について

### <実施者側の課題>

- ◎事業予算が短期的、限定的またはゼロ。(順応的な管理による見直しで費用が増すことも)
- ◎事業実施後の維持管理の担い手がいない。
- ◎合意形成などに時間がかかり、すぐに実施できない。
- ◎実施者＝事務局となる場合が多く、負担が大きい。
- ◎自治会等の既存の話し合う場を利用することなどで事務局の負担を減らしたい。

### 自然再生事業の実施者

(行政機関、地方公共団体、NPO等)

### <地域社会との関係における課題>

- ◎地域全体の歴史や自然環境に詳しい専門家あまりいない。(モニタリングと評価が困難。)
- ◎地域住民等から維持管理活動(草刈り、外来種駆除など)についての理解や協力が得にくい。
- ◎直接的なメリットがあまりないのでインセンティブが働かない。

### 自然再生の理想像

(生物多様性)

### <モチベーション>

- ◎理想像や危機意識のギャップ
- ◎様々な負担が増えることへの不安
- ◎過去の良かった頃を知らない。(自然体験がない。実感が湧かない。)

### 自然再生協議会の事務局

(行政機関、地方公共団体、NPO等)

### <運営管理面の課題>

- ◎多様な主体の参加により連絡調整等の事務負担が増す。
- ◎合意形成に時間がかかる。
- ◎意見が出ない(消極的)。

### 自然再生協議会への多様な主体の参加

(行政機関、地方公共団体、NPO等)

## テーマ②とその背景

### (背景)

自然再生推進法に基づく自然再生事業を進めるには、多様な主体の参画や様々な手続きが必要となり、大掛かりとなる面がある。

そこで、地域住民等が主体となって身近な自然を再生する取り組みを「小さな自然再生」と呼び、このような取り組みを全国的に広げて自然環境の保全と再生につなげていきたい考え。

昨年度、自然再生基本方針の見直しがあり、その他の重要事項の一つに「小さな自然再生の推進」が掲げられた。



### (テーマ②)

小さな自然再生を如何に推進していくか。

## “自然再生基本方針の見直し”について

→ 平成26年11月「自然再生基本方針の変更」 閣議決定

### 5. その他自然再生の推進に関する重要事項

#### (7) 小さな自然再生の推進

(基本方針より抜粋)

地域住民等が行う小さな自然再生は、全国各地で展開されることにより、広域的な自然環境の保全・再生につながることを期待できるものであるため、国や地方公共団体は取組の参考となる事例の整理・情報発信に努めること。

小さな自然再生の実施に当たっては、地方公共団体が定める生物多様性地域戦略で示される地域の自然環境が目指す方向や内容を参考とするとともに地域の遺伝的特性に適合した種を用いることや外来種を持ち込むことのないよう努める必要があるため、必要に応じて国や地方公共団体、地域の自然環境の情報や知識を豊富に有する自然系博物館などに相談することも重要であること。

また、小さな自然再生の推進に当たり、広範囲かつ多様な主体で連携して行うことが効果的なものについては、協議会を設立するなどにより発展的に取り組むことが重要であること。

# 事例) “小さな自然再生”から“自然再生協議会の設立”へ

## ①ニッポンバラタナゴの保全 (小さな自然再生)

1998年:ニッポンバラタナゴ保護のため中学校OBによる研究会を設立。  
1999年:保護池において、ドブガイとニッポンバラタナゴの保護活動開始。  
2004年:NPO法人の認証を受け「ニッポンバラタナゴ高安研究会」を設立。

## ②ため池、森林 の保全活動へ発展

2005年:保護池でドビ流し(池干し)によりドブガイ繁殖に成功。  
2009年:保護池でドブガイの繁殖とニッポンバラタナゴが繁殖し始める。  
2010年:助成金により森林整備、保護池の改修工事。

## ③自然再生を通じた 地域の活性化

2012年:ユネスコの未来遺産に登録。  
2014年:高安自然再生協議会設立。

対象地域:大阪府



- 事務局  
大阪経済法科大学地域総合研究所
- 対象地域  
大阪府八尾市  
(八尾市高安地域の大阪経済法科大学周辺や中地区、南地区、神宮寺、久宝寺緑地、恩智川とそれに流れ込む小河川。)
- 設立日:H26.1
- 構成員数:25人 (H27. 11現在)

再生課題:里地里山の自然環境、生態系の再生

## 高安自然再生協議会の設立

再生  
目標

絶滅危惧種(I A類)のニッポンバラタナゴを含む地域固有の生物多様性を維持することで、人と自然が共生して暮らせる持続可能な地域づくりを目指す。



ため池の維持管理



地域の子ども達の参加



ニッポンバラタナゴ

## “自然再生”の普及促進に向けた取組



自然再生推進法に関する  
パンフレット



自然再生活動事例に関する  
パンフレット



小さな自然再生活動事例集



全国ネットワークへの参加  
を促すためのリーフレット